■地震対策

# 宮城県沖地震に備えて

問 建築住宅課建築指導係 ☎㉓8057

宮城県沖を震源とする大規模地震は、周期的（二十六～四十二年周期）に発生しています。前回の昭和五十三年に発生した地震から、すでに三十一年が経過し、地震の発生する確率が非常に高くなっています。

大規模地震から、私たちの大切な生命や財産を守るためにも、古い住宅の場合、地震に対する強さがどの程度あるのか耐震診断を受け、耐震性を確かめてみることが大切です。

市では、木造住宅の耐震化やブロック塀等の除却に助成を行っています。早急に地震の備えを行いましょう。

耐震相談も実施していますので、ご相談ください。

**申込** いずれも十二月二十四日㈮まで建築住宅課建築指導係または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）へ申し込み（予定件数になり次第終了）。

## 耐震診断助成事業

**対象**
昭和56年5月以前に建築された3階建てまでの木造住宅

一般診断 → 耐震性に問題なし → 終了
一般診断 → 問題あり → 改修計画

耐震診断士が、建物の調査や聞き取りをもとに耐震性を診断します。

**自己負担**：8,000円（床面積200㎡以下の場合）

＊住宅の延床面積200㎡超の場合は70㎡毎に自己負担10,000円加算。（上限38,000円）

**受付戸数**：35戸程度

一般診断の結果をもとに、安全な建物にするため、壁の増設個所などを計画します。

## 危険ブロック塀等除却事業

未調査 → 調査（判定） → 補助申請 → 除却工事着手 → 工事完了

※市が行う調査

調査済 → 補助申請

**補助対象**：道路からの高さが1m以上（擁壁がある場合は擁壁から60㎝）で市の調査で危険と判定されたもの
＊既に除却したブロック塀でも関係書類（図面・写真等）があれば補助の対象になります。

**補助金額**：4,000円/㎡（限度額15万円）

**受付件数**：20件程度（先着順）

■土砂災害防止月間

# みんなで防ごう土砂災害

問 建設課 ☎㉓8015

六月は、土砂災害防止月間です。土砂災害は、降雨などに伴い突然発生し、私たちの命や財産を一瞬にして奪い去るとともに、地域にも深刻な被害をもたらします。

この時期は、梅雨に入り地盤がゆるみ、土砂崩れなどが発生しやすくなりますので、十分注意してください。

**【連絡先】**

**土砂災害に関する情報は**
県北部土木事務所 ☎㊶0747

**土砂災害110番**
大崎市建設課 ☎㉓8015

## 主な前兆現象

**■がけ崩れ**
・がけに割れ目が見える
・がけから水が湧き出てくる
・がけから小石がぱらぱらと落ちてくる
・がけから木の根が切れるなどの音がする

**■地すべり**
・沢や井戸の水が濁る
・地面にひび割れができる
・斜面から水が噴きだす
・家や擁壁に亀裂が入る
・家や擁壁、樹木や電柱が傾く

**■土石流**
・山鳴りがする
・急に川の流れが濁り、流木が混じっている
・雨が降り続いているのに川の水位が下がる
・腐った土の臭いがする

**●皆さんの情報提供を！**

こうした前兆現象や災害現場を発見したり、聞いたりしたら、すぐに通報してください。



■男女共同参画週間

# 話そう 働こう 育てよう いっしょに

問 男女共同参画推進室 ☎㉓5069

性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、六月二十三日から二十九日まで「男女共同参画週間」が全国的に展開されます。

今年のキャッチフレーズは「話そう 働こう 育てよう いっしょに」です。

この機会に、男女共同参画について、家族や職場などで一緒に考えてみませんか。

大崎市でも「男女共同参画社会」の実現を目指して、相談事業や啓発事業などを行っています。

**平成二十二年度男女共同参画イラスト・まんがコンクール**

家庭や職場、学校、地域などの身近な暮らしの中で「男だから…女だから…」や「男のくせに…女のくせに…」といったことで「おかしい、変だ、こうだったらよいのに」と感じたことはありませんか？

そんな出来事をイラストやまんがにした作品を募集します。

**応募資格** 県内に在住・通勤・通学している人

**応募規定** 作品は、本人が制作した未発表のものに限ります。詳しくは、宮城県のホームページでご確認ください。

**応募期日** 六月三十日㈬必着

**問い合わせ・応募先**
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班「男女共同参画イラスト・まんがコンクール」係
☎022-211-2568
FAX022-211-2392

■児童福祉

# 里親制度にご協力を

問 子育て支援課子ども家庭相談係 ☎㉓6048
宮城県北部児童相談所 ☎㉒0030

さまざまな事情により、生まれた家庭で生活することができなくなった子どもを、自らの家庭で育てるのが里親で、そのための制度を里親制度といいます。

**里親制度の重要性**

四月一日現在、市内では三十三人の子どもが乳児院や児童養護施設に入所しています。最近は児童虐待による入所が急増していて、どこの施設もいっぱいの状態です。

虐待を受け心身に深い傷を負った子どもに、家庭的な養育環境を与え、心身の健全な育成と、次世代への連鎖の防止という観点から、里親制度の重要性が高まっています。

従来のように養子縁組を前提とする里親だけでなく、緊急一時保護や短期間の養育などに対応できる里親も求められています。

**里親の要件**

里親になるためには特別な資格等はいりませんが、次の要件が定められています。

❶心身ともに健全であること
❷子どもの療育についての理解、熱意、子どもに対して豊かな愛情を持っていること
❸経済的に困窮していないこと
❹子どもの養育に関して虐待などの問題がないこと
❺児童福祉法などの規定による罰金以上の刑に処せられたことがないこと

**里親の種類**

**【養育里親】**
何らかの事情により、保護者のいない、または保護者に監護させることが適当でない子どもを養育する里親です。

**【専門里親】**
虐待を受けた子どもや、非行などの問題を有する子どもを養育する里親です。

**【親族里親】**
三親等内の親族が、親が養育できなくなったときに、その特定の子どもだけを養育する里親です。

**【養子縁組里親】**
養護に欠ける子どもを養子縁組を前提として、養育する里親です。

**里親登録希望者**
↓
**相談・申請**
↓
**大崎市社会福祉事務所 子育て支援課**
↓
**宮城県北部児童相談所による家庭調査**
↓
**宮城県社会福祉審議会などで審議**
↓
**養育・専門里親 研修**
↓
**里親の認定・登録**
↓
**宮城県北部児童相談所から子どもの紹介**
↓
**面接・外泊等を経て子どもの委託**